

○ 道路交通法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。</p> <p>十～十六 （略）</p> <p>十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあつては当該装置を用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。</p> <p>十七の二～二十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。</p> <p>十～十六 （略）</p> <p>十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。</p> <p>十七の二～二十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 車両(特定小型原動機付自転車等を除く。)は、当該車両と同
一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等(歩道又は自
転車道を通行しているものを除く。)の右側を通過する場合(当
該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。)において
、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔
がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた
安全な速度で進行しなければならない。

4 前項に規定する場合においては、当該特定小型原動機付自転車
等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならない
。

(罰則 第二項については第百十九条第一項第六号 第三項に
ついては第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第
一項第八号ロ、第百十九条第一項第六号 第四項については第
百二十条第一項第二号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第十八条第四項、第二十五条第一
項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第六号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項
、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規

三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則 (略))

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第二項第八号ハ、第一百十九条第一項第三号)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第二項第八号ニ、第一百十九条第一項第四号、第二百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則 (略))

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第二項第八号ロ、第一百十九条第一項第三号)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第二項第八号ハ、第一百十九条第一項第四号、第二百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2 〳 4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号へ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(緊急自動車等の特例)

第四十一條 緊急自動車については、第八條第一項、第十七條第六項、第十八條第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六條の二第三項、第二十九條、第三十条、第三十条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2 〳 4 (略)

(車両等の灯火)

第五十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ニ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2 〳 4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(緊急自動車等の特例)

第四十一條 緊急自動車については、第八條第一項、第十七條第六項、第十八條、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九條、第三十条、第三十四条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2 〳 4 (略)

(車両等の灯火)

第五十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第六号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第二百二十一条第一項第九号)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号リ、第一百十九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 五の四 (略)

五の五 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ヘ、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第六号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第二百二十一条第一項第九号)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第一百十九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置

話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第一百八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通话（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六（略）

（罰則（略））

（最低速度）

第七十五条の四（略）

（罰則 第一百七条の二第一項第四号、第一百七条の二の二第一項第八号又、第二百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八（略）

2・3（略）

（罰則 第一項については第一百七条の二第一項第四号、第一百七条の二の二第一項第八号ル、第一百九条の二の四第一項第二号、第一百九条の三第一項第四号 第二項については第一百

その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第一百八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通话（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六（略）

（罰則（略））

（最低速度）

第七十五条の四（略）

（罰則 第一百七条の二第一項第四号、第一百七条の二の二第一項第八号リ、第二百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八（略）

2・3（略）

（罰則 第一項については第一百七条の二第一項第四号、第一百七条の二の二第一項第八号又、第一百九条の二の四第一項第二号、第一百九条の三第一項第四号 第二項については第一百

九条第一項第七号)

(免許の欠格事由)

第八十八条 (略)

2 大型仮免許にあつては二十一歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては十七歳六か月に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る。)に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一七 (略)

2 14 (略)

九条第一項第七号)

(免許の欠格事由)

第八十八条 (略)

2 大型仮免許にあつては二十一歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る。)に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一七 (略)

2 14 (略)

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一条第六項又は第一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ〜ニ (略)

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一条第六項又は第一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ〜ニ (略)

ホ 満了日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1)～(3) (略)

(4) 十八歳に達するまでの間に準中型免許又は普通免許に係る運転免許試験に合格した者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録及び第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録 その者の十八歳の誕生日

(5) (略)

二～六 (略)

2・3 (略)

(受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許の運転免許試験を受けることができない。ただし、準中型免許及び普通免許の運転免許試験にあつては、十七歳六か月以上の者(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)も受けることができる。

2～6 (略)

7 第八十八条第二項に規定する者は、仮免許の運転免許試験を受けることができない。

ホ 満了日等 次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める日

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

二～六 (略)

2・3 (略)

(受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は第一種免許の運転免許試験を、同条第二項に規定する者は仮免許の運転免許試験を受けることができない。

2～6 (略)

(新設)

第百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四〇七 (略)

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ (略)

ロ 第十八条(左側寄り通行等)第三項の規定の違反となるような行為

ハ〇ル (略)

九 (略)

2 (略)

第百七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた

第百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四〇七 (略)

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ (略)

(新設)

ロ〇ヌ (略)

九 (略)

2 (略)

第百七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた

者が身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（自転車以外の軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（自転車以外の軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車、原動機付自転車若しくは自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第一百七十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

五・六（略）

2・3（略）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁

者が身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第一百七十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

五・六（略）

2・3（略）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁

刑又は五万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

六 第十七条(通行区分) 第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条(左側寄り通行等) 第二項若しくは第三項、第二十条の二(横断等の禁止) 第一項、第二十八条(追越しの方法)、第二十九条(追越しを禁止する場合)、第三十一条(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)、第三十六条(交差点における他の車両等との関係等) 第二項から第四項まで、第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)、第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先) 又は第七十五条の五(横断等の禁止) の規定の違反となるような行為をした者

七〇二十 (略)

2・3 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十八条(左側寄り通行等) 第四項、第二十五条(道路外に出る場合の方法) 第三項、第二十六条(車間距離の保持)、第二十六条の二(進路の変更の禁止) 第二項、第二十七条(他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二(乗合自動車の発進の保護)、第三十二条(割込み等の禁止)、第三十四条(左折又は右折) 第六項(第三十五条(指定通行区分) 第二

刑又は五万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

六 第十七条(通行区分) 第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条(左側寄り通行等) 第二項、第二十五条の二(横断等の禁止) 第一項、第二十八条(追越しの方法)、第二十九条(追越しを禁止する場合)、第三十一条(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)、第三十六条(交差点における他の車両等との関係等) 第二項から第四項まで、第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)、第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先) 又は第七十五条の五(横断等の禁止) の規定の違反となるような行為をした者

七〇二十 (略)

2・3 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十五条(道路外に出る場合の方法) 第三項、第二十六条(車間距離の保持)、第二十六条の二(進路の変更の禁止) 第二項、第二十七条(他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二(乗合自動車の発進の保護)、第三十二条(割込み等の禁止)、第三十四条(左折又は右折) 第六項(第三十五条(指定通行区分) 第二項において準用する場合を含む。)、

項において準用する場合を含む。)、第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)第一項、第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)、第四十条(緊急自動車の優先)、第四十一条の二(消防用車両の優先等)第一項若しくは第二項又は第七十五条の六(本線車道に入る場合等における他の自動車との関係)の規定の違反となるような行為をした者(第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。)

三〇十七 (略)

二・三 (略)

(通則)

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等(特定小型原動機付自転車等を除く。)(に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第七十七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。))又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自

第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)第一項、第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)、第四十条(緊急自動車の優先)、第四十一条の二(消防用車両の優先等)第一項若しくは第二項又は第七十五条の六(本線車道に入る場合等における他の自動車との関係)の規定の違反となるような行為をした者(第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。)

三〇十七 (略)

二・三 (略)

(通則)

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等(重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。)(の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等(特定小型原動機付自転車等を除く。)(に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第七十七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。))、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付

動車を運転することができないこととされている者

- 二 当該反則行為をした場合において、酒に酔った状態若しくは第百十七条の二第一項第三号に規定する状態で車両等を運転していた者又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（自転車以外の軽車両を除く。）を運転していた者

- 三 (略)
- 四 十六歳未満の者

3 (略)

別表第一（第五十一条の四関係）

放置車両の態様の区分	第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	放置車両の種類	放置違反金の限度額
		(略)	(略)
		小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下この表において「小型特殊自動車等」という。）	(略)

自転車^{（新設）}を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

- 二 当該反則行為をした場合において、酒に酔った状態、第百十七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

- 三 (略)
- (新設)

3 (略)

別表第一（第五十一条の四関係）

放置車両の態様の区分	第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	放置車両の種類	放置違反金の限度額
		(略)	(略)
		小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」という。）	(略)

(略)

備考

(略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分	第一百八条第一項第一号 又は第三項の罪に当たる 行為(第二十二條の規定 によりこれを超える速度 で進行してはならないこ ととされている最高速度 を三十キロメートル毎時 (高速自動車国道等にお いては四十キロメートル 毎時)以上超える速度で 運転する行為を除く。)	反則行為に係る車両 等の種類	反則金の限 度額
	(略)	小型特殊自動車、原 動機付自転車及び重 被牽引車以外の軽車 両(以下この表にお いて「小型特殊自動 車等」という。)	(略)
第一百八条第二項第一号 の罪に当たる行為(車両 について第五十七條第一 項の規定により積載物の 重量の制限として定めら	(略)	(略)	(略)
	(略)	小型特殊自動車及び 原動機付自転車	(略)

(略)

備考

(略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分	第一百八条第一項第一号 又は第三項の罪に当たる 行為(第二十二條の規定 によりこれを超える速度 で進行してはならないこ ととされている最高速度 を三十キロメートル毎時 (高速自動車国道等にお いては四十キロメートル 毎時)以上超える速度で 運転する行為を除く。)	反則行為に係る車両 等の種類	反則金の限 度額
	(略)	小型特殊自動車等	(略)
第一百八条第二項第一号 の罪に当たる行為(車両 について第五十七條第一 項の規定により積載物の 重量の制限として定めら	(略)	(略)	(略)
	(略)	小型特殊自動車等	(略)

備考 (略)	(略)	第二百二十条第一項第二号から第七号まで、第十号(第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。)若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	れた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。)		
									(略)	(略)	(略)
									(略)	(略)	(略)

備考 (略)	(略)	第二百二十条第一項第二号から第六号まで、第十号(第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。)若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	れた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。)		
									(略)	(略)	(略)
									(略)	(略)	(略)